

2011年予備試験
『これからできる！短答対策』

第1 試験情報の確認

1 配点の公表（短答式・論文式）

(1) 短答式試験

ア 法律基本科目

憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法及び刑事訴訟法は各科目
いずれも30点満点。

※ 各問題ごとの配点については差を設けることも可。

イ 一般教養科目

60点満点

※ 1問につき3点

⇒（法律基本科目合計：一般教養科目＝210点：60点）

(2) 論文式試験

ア 法律基本科目（合計350点）

各科目50点満点

イ 一般教養科目

50点満点

ウ 法律実務基礎科目（合計100点）

民事及び刑事につきそれぞれ50点とし合計100点満点

⇒（法律基本科目合計：一般教養科目：法律実務基礎科目合計
＝350点：50点：100点）

2 短答式試験の採点及び合否判定方法

(1) 選択問題の採点

一般教養科目において、指定された題数を超えて解答した場合、問題番号の小さい方から指定題数に満つるまでの解答を有効な解答とみなして採点し、それを超えたものについては採点しない。

(2) 合否判定方法

短答式試験の各科目の合計点をもって判定を行う。

※ 短答式試験において受験をしていない科目が1科目でもある場合は、それだけで不合格。

3 出題に係る法令

試験時に施行されている法令に基づいて出題。

※ 例外的に、各科目別の考査委員において、これと異なる取扱いとすることを相当と認めるときは、司法試験委員会に対し、異なる取扱いとする旨を速やかに広報するよう求める。

4 司法試験予備試験における試験用法文の取扱い

(1) 登載法令

法文に登載する予定の法令については、あらかじめ法務省ホームページに掲載して公表。※ 参照条文は登載法令には参照条文は付さない。

(2) 印刷・配布

法務省において、予備試験用法文を印刷し、論文式試験及び口述試験の際に配布または貸与。

5 論文式試験の答案用紙

(1) 法律基本科目

各科目につき，両面に記載する形式の答案用紙（A 3 版横書き）1 枚を配布。

(2) 法律実務基礎科目

民事・刑事それぞれにつき，両面に記載する形式の答案用紙（A 3 版横書き）1 枚を配布。

(3) 一般教養科目

片面に記載する形式の答案用紙（A 3 版横書き）1 枚を配布。

6 無効答案等に関する取扱い

(1) 無効答案

次の答案は無効答案として零点。

ア 故意，過失を問わず，解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される余事記載（表裏書き違いによる「裏面に記載」「裏面から記載」の記述を除く。）のある答案

イ 指定の筆記具（黒インクのボールペン又は万年筆。）以外で記載された答案

(2) 答案用紙の科目の取違い

答案用紙の科目を取違えた場合は，零点。

※ 正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案については，正規答案として採点

7 時間割及び試験科目

(1) 短答式

試験の期日	集合時刻	着席時刻	試験時間	試験科目
5月15日(日)	8:30	9:00	9:30～11:00(1時間30分)	一般教養科目
	—	11:30	11:45～13:15(1時間30分)	民法・商法・民事訴訟法
	—	14:15	14:30～15:30(1時間)	憲法・行政法
	—	16:15	16:30～17:30(1時間)	刑法・刑事訴訟法

- ※ ・一般教養科目と民事系科目間の休憩 11:00～11:30(30 分間)
- ・民事系科目と公法系科目間の休憩 13:15～14:15(60 分間)
- ・公法系科目と刑事系科目間の休憩 15:30～16:15(45 分間)

(2) 論文式

試験の期日	集合時刻	着席時刻	試験時間	試験科目
7月17日(日)	8:30	9:00	9:30～11:50(2時間20分)	憲法・行政法
	—	13:00	13:15～15:35(2時間20分)	刑法・刑事訴訟法
	—	16:15	16:30～17:30(1時間)	一般教養科目
7月18日(月)	8:30	9:00	9:30～12:30(3時間)	法律実務基礎科目 (民事・刑事)
	—	13:45	14:00～17:30(3時間30分)	民法・商法・民事訴訟法

- ※ ・公法系科目と刑事系科目間の休憩 11:50～13:00(70 分間)
- ・刑事系科目と一般教養科目間の休憩 15:35～16:15(40 分間)
- ・法律実務基礎科目と民事系科目間の休憩 12:30～13:45(75 分間)

第2 短答式対策

1 総説

(1) 配点比率を踏まえた戦略

法律科目 (30 点×7) : 一般教養科目 (60 点) = 210 点 : 60 点

⇒法律基本科目に重点を入れる。

(2) 獲得目標点数

ここ数年間の新・旧両試験短答式の結果、新試験との一部共通問題化試験会場公募条件等が参考になる。

E X 総合のラインで 80% の得点と想定した場合

(270 点×80% = 216 点)

⇒法律基本科目合計で 168 点、教養科目で 48 点 (各 80%)

法律基本科目合計で 168 点、教養科目で 48 点 (各 80%)

法律基本科目合計で 189 点 (90%)、教養科目で 27 点 (45%)

(3) 試験時間・科目順

一般教養 (90 分) → 休憩 (30 分) → 民事系 (90 分) → 休憩 (60 分)

→ 公法系 (60 分) → 休憩 (45 分) → 刑事系 (60 分)

※ 旧試験とは異なり、1 日がかかり、試験時間が細切れ。

⇒答練・模試で身体を慣れさせる

2 法律基本科目

(1) 新司法試験の過去問の検討 (特に、憲民刑)

旧試験短答式との差異を把握すること

→年度ごとに通して、制限時間内で解いてみる

※旧試験短答式合格経験者、しかし、想定通りの点数が取れない
というパターンは危険

ア 出題形式

(ア) 〔正 1 誤 2〕 型

E X 平成 22－公法系第 1 問

〔第 1 問〕（配点：3）

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.1] から [No.3] ）

- ア. 会社が、国民と同様、特定の政党の政策を支持又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するとしても、政治資金の寄附は政治の動向に影響を与えることがあるから、会社の政治資金の寄附は国民による寄附と別異に扱わなければならない。[No.1]
- イ. 税理士会は公益法人であり、また、その会員である税理士に実質的に脱退の自由が認められないから、税理士会がする政治資金規正法上の政治団体に対する政治献金は、それが税理士法改正に関わるものであったとしても、税理士会の目的の範囲外の行為と解される。[No.2]
- ウ. 出国の自由は外国人にも保障されるが、再入国する自由については、憲法第 22 条第 2 項に基づき、我が国に生活の本拠を持つ外国人に限り、我が国の利益を著しく、かつ、直接に害することのない場合にのみ認められる。[No.3]

(イ) 〔○×組合せ〕 型

E X 平成 22－公法系第 18 問

〔第 18 問〕（配点：2）

司法権の範囲ないし限界に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までのの中から選びなさい。（解答欄は、[No.36] ）

- ア. 自分の居所から遠く不便となることから地方裁判所及び家庭裁判所の支部を廃止する最高裁判所規則が違憲であるとして、その支部の管轄区域内の居住者が取消しを求める訴えは、法律上の争訟に当たらない。
 - イ. 国家試験における合否の判定は、学問上又は技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、濫用にわたらない限り当該試験実施機関の裁量に委ねられるべきである。
 - ウ. 衆議院の解散に対する有効無効の判断は、たとえ法律上可能であっても裁判所の審査権の外にあり、主権者たる国民に対して政治的責任を負う政府、国会等の政治部門に任され、最終的には国民の政治判断に委ねられている。
1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

(ウ) 〔ゼロ解答〕型

E X 平成 22—民事系第 4 問

〔第 4 問〕（配点：2）

催告に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。
（解答欄は、〔No. 4〕）

- ア. 被保佐人の締結した契約について、相手方が被保佐人に対して 1 か月以上の期間を定めて、保佐人の追認を得るべき旨の催告をしたにもかかわらず、被保佐人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、以後、その相手方は被保佐人が締結した契約であることを理由に契約を取り消されることはない。
- イ. 売買の一方の予約における完結の意思表示について期間を定めなかったときに、予約者が相手方に対し、相当の期間を定めて、売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、予約者は、相手方に対し、売買契約の履行を請求することはできない。
- ウ. 債務不履行責任を負う契約当事者が、相手方に対し契約を解除するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、以後、その当事者は、相手方から損害賠償の請求を受けることはない。
- エ. 無権代理人の締結した契約について、相手方が本人に対して、相当の期間を定めて、追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、その相手方は、本人に対して、契約の履行を請求することができる。
1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ 5. 正しいものはない

(エ) 〔直接正誤 2 肢選択〕型

E X 平成 22 年—民事系第 22 問

〔第 22 問〕（配点：2）

贈与に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものを 2 個選びなさい。（解答欄は、〔No. 23〕，〔No. 24〕 順不同）

1. 書面によらない贈与の受贈者は、贈与者に対して贈与の履行を求めることができない。
2. 特定物を受贈者の負担なく贈与する場合において、目的物に瑕疵があることを贈与者が知らずに贈与したときには、その瑕疵について贈与者は担保責任を負わない。
3. 判例によれば、書面によらない不動産の贈与において、受贈者に登記を移転すれば、引渡し未了でも、贈与者は贈与を撤回することができない。
4. 判例によれば、贈与において、受贈者にあてた書面がなければ、贈与者は書面によらない贈与として、これを撤回することができる。
5. 死因贈与は、贈与者の単独の行為によってすることができる。

(才) 〔判例の立場に従って検討〕型

E X 平成 22 年一刑事系第 3 問

〔第 3 問〕（配点：2）

窃盗罪の実行の着手に関する次の 1 から 5 までの各記述における甲の行為を判例の立場に従って検討し、誤っているものを 2 個選びなさい。（解答欄は，[No.7]，[No.8] 順不同）

1. 甲は，乙がズボンのポケットに財布を入れるのを見て，同財布をすり取ろうとして同ポケットに手を差し伸べ，ポケットの外側に触れた。この場合，財布に触っていないので，窃盗罪の実行の着手は認められない。
2. 甲は，電柱に架設されている電話線を盗もうと考え，電柱に登って切断用具を電話線に当て，その切断を始めたが，警察官に発見されたため，電話線の被膜を傷付けただけにとどまった。この場合，電話線を切断していなくても，窃盗罪の実行の着手が認められる。
3. 甲は，乙所有の自動車を運転して盗み出すため，不正に入手した同自動車のスペアキーを使い，駐車場に駐車してある同自動車の運転席のドアを開けた。この場合，運転席に乗り込む前でも，窃盗罪の実行の着手が認められる。
4. 甲は，金品を盗もうと考え，深夜，無人の店舗内において，懐中電灯で真暗な店内を照らしたところ，食品類が積んであることが分かったが，なるべく現金を盗みたいと思い，現金がある精算レジに近づいた。この場合，未だレジ内を物色していないので，窃盗罪の実行の着手は認められない。
5. 甲は，不正に取得した乙名義のキャッシュカードを使用して同人の預金口座から現金を引き出そうと考え，同カードを銀行の現金自動預払機に挿入し，暗証番号を入力した。甲は，同カードの正しい暗証番号を知っていたが，その入力を誤ったため払戻しを受けることができなかった場合でも，窃盗罪の実行の着手が認められる。

E X 平成 22 年一第 12 問

〔第12問〕（配点：2）

共犯に関する次の 1 から 5 までの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものはどれか。（解答欄は，[No.31]）

1. 殺人の故意を有する者と傷害の故意を有する者との間では，共同正犯が成立する余地はない。
2. 刑法第 60 条にいう「犯罪」には，教唆犯・従犯も含まれるので，共同して教唆・幫助行為に及んだ者には教唆犯・従犯の共同正犯が成立し得る。
3. 成人が刑事未成年者に指示して犯罪を行わせた場合，成人と刑事未成年者との間で共同正犯が成立することはなく，成人に間接正犯が成立するにすぎない。
4. 刑法第 65 条にいう「身分」は，犯人の一身的な継続的属性に限られる。
5. 窃盗の共謀に基づき実行行為を分担することとなった者が，財物を強取した後，実行行為を分担しなかった共犯者にその旨話し，同人がこれを了承して上記財物をもらい受けた。この場合，実行行為を分担しなかった共犯者にも強盗の共同正犯が成立し得る。

イ 内容

条文・判例の正確な理解・知識を前提にした問題

E X 公法系 「判例の趣旨に照らして～」、「法令・判例に照らし～」

民事系 「判例の趣旨に照らして～」

刑事系 「判例の立場に従って～」

⇒条文・判例情報の集約する必要性

※ 論理操作、消去法が役に立つことの多い旧試験と同様のスタンスのまままで対応するのは危険。特に、知識は多くても、あやふやなところがあるという方は足をすくわれないように注意をしてほしい。

(2) 行政法対策

新試験の過去問の出題内容をベースにして、条文・判例を念頭に、学習を進めていく。基本書等 は問題を正確に理解する上で、必要な限度で参照する。行政法の体系が気になる方は、体系別過去問集を利用して学習を進めるのがよい。そして、学習の成果は短答六法等に集約をして、超直前期に備えるようにしたい。

なお、まだ行政法未学習の方は、諦めずに、とりあえず、未学習の状態で新試験の過去問を年度ごとに解答し、どのくらい得点することができるのかを確認してほしい(旧試験で培った実力、その実力を基にしたセンスを確認。)。また、過去問には、参照条文が付されている問題が多いが、ヒントになることが多いので扱いに注意をする。

E X 平成 22 一第 31 問

〔第31問〕（配点：2）

裁判所による行政裁量の統制に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。（解答欄は、[No65]）

ア. 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、地方公共団体の行政財産の管理者が、行政財産の用途又は目的を妨げる場合にはその使用を許可してはならない旨を定めているが、行政財産の使用を許可するために考慮すべき事項は定めていない。したがって、最高裁判所の判例によれば、裁判所が、地方公共団体の行政財産の管理者が考慮すべき事項を考慮していないことを理由に挙げて、同項による使用不許可処分を違法と判断することはできない。

（参照条文）地方自治法

第 238 条の 4 1～6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8, 9 （略）

イ. 最高裁判所の判例によれば、裁判所は、地方公共団体が判断の過程において考慮すべき事情を考慮していないことを理由に挙げて、地方公共団体による都市施設に関する都市計画の決定の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠き違法であると判断することができる。

ウ. 行政処分を行う行政庁に裁量が法律上認められているにもかかわらず、行政庁が裁量の余地はないと判断して行政処分を行った場合、行政庁が裁量権を行使したわけではない。したがって、この場合において、裁判所が、行政庁が裁量権の行使に当たり考慮すべき事項を考慮していないことを理由に挙げて、行政処分を違法と判断することはできない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○

4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×

7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

(3) 商法・民訴法・刑訴法対策

基本的には、旧試験で養成した基礎力をベースに、新試験過去問で条文・判例の知識の補充をしていく。論文式試験における的確な条文操作・判例の適示という能力のトレーニングを兼ねている点に留意してほしい。

E X 平成 22 年一民事系第 49 問

〔第49問〕（配点：2）

株主代表訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。（解答欄は、[No61]）

ア. 株主は、株式会社に著しい損害が生ずるおそれがある場合には、株式会社に対する提訴請求

をすることなく、直ちに株主代表訴訟を提起することができる。

イ. 株主代表訴訟は、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のほか、会社法上の公開会社にあっては、当該株主代表訴訟を提起する株主の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。

ウ. 株式会社が取締役を補助するために株主代表訴訟に参加することは、できない。

エ. 判例によれば、取締役が株式会社との取引によって負担することになった債務についての責任は、株主代表訴訟により追及することができる。

オ. 株主代表訴訟を提起した株主が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該株主は、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

EX 平成 22 年一民事系第 71 問

〔第71問〕（配点：2）

独立当事者参加に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解

答欄は、〔No.89〕，〔No.90〕順不同）

1. 独立当事者参加の申出は、原告及び被告双方を相手方としなければならない、当事者の一方のみを相手方とすることは許されない。
2. 独立当事者参加がされた訴訟においては、原告、被告又は参加人の一人について中断の事由が生ずると、すべての者との関係において訴訟手続が中断する。
3. 判例によれば、上告審における独立当事者参加の申出は、許されない。
4. 独立当事者参加がされた訴訟において原告が脱退した場合、原告と被告との間の請求との関係で訴訟係属は遡及的に消滅し、原告が脱退前にした主張立証は、以後の訴訟における裁判資料とならない。
5. 判例によれば、債権者が債務者に対する甲債権を被保全債権とし、債務者が第三債務者に対して有する乙債権に基づく金銭の支払を求めて債権者代位訴訟を提起した場合、債務者が債権者に対し甲債権の不存在を主張し、第三債務者に対し乙債権に基づく自己への金銭の支払を求めて独立当事者参加をすることは許されない。

EX 平成 22 年一刑事系第 23 問

〔第23問〕（配点：3）

次の【事例】に関する後記アからカまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、〔No.48〕）

【事例】

司法警察員Xは、被疑者甲に係る大麻取締法違反（大麻所持）被疑事件に関し、被疑者甲が一人で居住するアパートの居室を捜索すべき場所とし、大麻及び大麻吸引具を差し押さえるべき物とする捜索差押許可状に基づき、その居室を捜索した。その際、被疑者甲は、その居室にいた。司法警察員Xは、その捜索において、大麻及び大麻吸引具を発見することができなかったが、ポーチに入った覚せい剤様の白色結晶や、血液の混じったような液体が入った注射器を発見した。

そのため、司法警察員Xは、（①）前記白色結晶につき、覚せい剤の予試験を実施したところ、覚せい剤であるとの試験結果が得られた。そこで、司法警察員Xは、（②）被疑者甲を覚せい剤取締法違反の被疑事実で逮捕し、（③）前記白色結晶を押収するとともに、（④）前記ポーチ及び前記注射器を押収した。また、司法警察員Xは、（⑤）被疑者甲が任意に尿を提出したので、これを押収した。さらに、司法警察員Xは、採血を拒否した被疑者甲の血液型を明らかにするため、被疑者甲をH病院に連れて行き、（⑥）H病院の医師Yをして、被疑者甲の採血をさせた。

【記述】

ア. 下線部①について、被疑者甲が予試験の実施に同意をしていれば、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受けなくても、覚せい剤の予試験を実施できる。

イ. 下線部②について、被疑者を逮捕するに当たり、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受ける必要がない。

ウ. 下線部③について、白色結晶を押収するに当たり、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受ける必要がない。

エ. 下線部④について、ポーチ及び注射器を押収するに当たり、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

オ. 下線部⑤について、被疑者甲が任意に尿を提出しなかった場合でも、司法警察員Xは、捜索差押許可状の発付を受けて、医師をして被疑者甲から強制的に採尿をさせることができる。

カ. 下線部⑥について、医師Yをして被疑者甲の採血をさせるには、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受けなくても、医師Yに鑑定嘱託をして、被疑者甲の採血をさせることができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ カ 5. エ オ 6. エ カ

3 一般教養科目

法務省が公表しているサンプル問題を検討していない方は、まず、制限時間内でどのくらい得点することができるのかを確認する。

40問のうち20問を選択して解答していくので、その選択の過程で迷う時間等のロスを生じないように予め方針を決めておく（例えば、自然科学系あるいは経済学系アレルギーであれば、該当分野の問題を一切見ないようにする等）。また、選択問題の採点方法（指定された題数を超えて解答した場合、問題番号の小さい方から指定題数に満つるまでの解答を有効な解答とみなして採点し、それを超えたものについては採点しない。）にも留意したい。知識面で補充を考えている方は、考査委員が参考と思われる司法一次試験の

過去問をベースにして学習を進めておくといよい。また、模擬試験等の付録も効率的に対策を進めるために活用するようにしたい。

なお、国際化における外国関連事件の日常化という状況の下、実務における活用度という側面からみると、よほどの英語アレルギーというわけでもない限り、英語を得点源にすることをお勧めする。

E X サンプル問題第 12 問

〔第12問〕

デュルケームの『自殺論』（1897 年）は、自殺の社会的要因を明らかにしようとした、社会学の古典的作品である。デュルケームは、そこで種々の統計的データを活用している。その上で、彼は、自己本位的（利己的）自殺、集団本位的（利他的）自殺、アノミー的自殺の三つの類型に自殺を区分した。このうち自己本位的自殺は、社会的統合の弱体化が原因で生じる自殺と説明される。次の 1 から 5 までの各記述は、『自殺論』で提示されている命題である。これらの各記述のうち、自己本位的自殺の説明として適切でないものを選びなさい。（解答欄は、〔No.12〕）

1. プロテスタントのほうがカトリックよりも自殺率が高い。これはプロテスタントの教会が、カトリックの教会ほど強力に統合されていないからである。
2. 結婚は自殺の抑止効果を持つ。
3. 子どもを得ることは自殺の抑止効果を持つ。
4. 戦時下は自殺が少ない。これは戦争によって、強固な社会的統合が実現するからである。
5. 未開社会では首長が死ぬと、臣下が後を追う風習があった。

年度別旧司法試験第二次試験出願者数及び短答式試験合格者数調

年度 区分	出願者数 A	受験者数 B	短 答 式 合格者数 C	合 格 率	
				$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$
昭和 36 年	10,825	10,052	2,092	19.33 %	20.81 %
37	10,632	9,761	1,931	18.16 %	19.78 %
38	11,589	10,441	2,030	17.52 %	19.44 %
39	12,611	11,393	2,017	15.99 %	17.70 %
40	13,539	12,259	2,258	16.68 %	18.42 %
41	14,751	13,419	2,225	15.08 %	16.58 %
42	16,348	14,799	2,244	13.73 %	15.16 %
43	17,643	15,937	2,322	13.16 %	14.57 %
44	18,301	16,427	2,326	12.71 %	14.16 %
45	20,063	17,847	2,157	10.75 %	12.09 %
46	22,250	20,042	2,821	12.68 %	14.08 %
47	23,280	21,082	2,407	10.34 %	11.42 %
48	25,259	22,532	2,484	9.83 %	11.02 %
49	26,622	23,826	2,419	9.09 %	10.15 %
50	27,716	24,627	2,343	8.45 %	9.51 %
51	29,034	25,890	3,152	10.86 %	12.17 %
52	29,139	25,857	3,229	11.08 %	12.49 %
53	29,305	25,920	3,618	12.35 %	13.96 %
54	28,534	25,569	4,167	14.60 %	16.30 %
55	28,573	25,768	4,404	15.41 %	17.09 %
56	27,706	25,063	4,181	15.09 %	16.68 %
57	26,212	23,773	3,809	14.53 %	16.02 %
58	25,068	22,845	4,008	15.99 %	17.54 %
59	23,897	21,759	4,174	17.47 %	19.18 %
60	23,805	21,812	3,811	16.01 %	17.47 %
61	23,869	21,864	4,352	18.23 %	19.90 %
62	24,615	22,656	4,641	18.85 %	20.48 %
63	23,269	21,470	4,296	18.46 %	20.01 %
平成 元 年	23,135	21,302	4,020	17.38 %	18.87 %
2	22,839	20,967	3,814	16.70 %	18.19 %
3	22,550	20,600	4,576	20.29 %	22.21 %
4	23,391	21,423	4,603	19.68 %	21.49 %
5	20,818	17,707	4,557	21.89 %	25.74 %
6	22,484	19,396	4,941	21.98 %	25.47 %
7	24,423	21,260	4,854	19.87 %	22.83 %
8	25,391	21,909	5,239	20.63 %	23.91 %
9	27,038	23,586	5,681	21.01 %	24.09 %
10	30,507	26,755	6,140	20.13 %	22.95 %
11	33,908	29,887	5,717	16.86 %	19.13 %
12	36,121	31,725	6,125	16.96 %	19.31 %
13	38,840	34,112	6,764	17.42 %	19.83 %
14	45,529	41,449	6,457	14.18 %	15.58 %
15	50,054	45,360	6,986	13.96 %	15.40 %
16	49,880	43,356	7,438	14.91 %	17.16 %
17	45,758	39,415	7,637	16.69 %	19.38 %
18	35,713	30,240	3,820	10.70 %	12.63 %
19	27,975	23,298	2,219	7.93 %	9.52 %
20	21,972	18,201	1,605	7.30 %	8.82 %
21	18,597	15,218	1,599	8.60 %	10.51 %
22	16,071	13,222	742	4.62 %	5.61 %

(注) 出願者数は、旧司法試験第二次試験出願者のうち短答式試験を免除されている者を除く。

平成22年新同法試験短答式試験得点別人員調

得点	人員	累計	累計割合	得点	人員	累計	累計割合	得点	人員	累計	累計割合	得点	人員	累計	累計割合	得点	人員	累計	累計割合
315	1	1	0.01	272	40	813	10.05	229	76	4,706	58.17	186	40	7,155	88.44	143	6	7,967	98.48
314	1	2	0.02	271	49	862	10.66	228	100	4,806	59.41	185	34	7,189	88.86	142	10	7,977	98.60
313	0	2	0.02	270	68	930	11.50	227	80	4,886	60.40	184	34	7,223	89.28	141	7	7,994	98.69
312	0	2	0.02	269	68	998	12.34	226	104	4,990	61.68	183	33	7,256	89.69	140	9	7,993	98.80
311	2	4	0.05	268	64	1,062	13.13	225	91	5,081	62.81	182	29	7,285	90.05	139	4	7,997	98.85
310	3	7	0.09	267	72	1,134	14.02	224	72	5,153	63.70	181	23	7,308	90.33	138	8	8,005	98.95
309	2	9	0.11	266	77	1,211	14.97	223	75	5,228	64.62	180	20	7,328	90.58	137	4	8,009	99.00
308	4	13	0.16	265	76	1,287	15.91	222	66	5,294	65.44	179	29	7,357	90.94	136	7	8,016	99.09
307	4	17	0.21	264	82	1,369	16.92	221	69	5,363	66.29	178	24	7,381	91.24	135	6	8,022	99.16
306	4	21	0.26	263	85	1,454	17.97	220	59	5,422	67.02	177	30	7,411	91.61	134	5	8,027	99.22
305	4	25	0.31	262	73	1,527	18.88	219	63	5,485	67.80	176	28	7,439	91.95	133	2	8,029	99.25
304	5	30	0.37	261	71	1,598	19.75	218	75	5,560	68.73	175	16	7,455	92.15	132	5	8,034	99.31
303	7	37	0.46	260	97	1,695	20.95	217	83	5,643	69.75	174	15	7,470	92.34	131	5	8,039	99.37
302	6	43	0.53	259	85	1,780	22.00	216	64	5,707	70.64	173	27	7,497	92.67	130	5	8,044	99.43
301	8	51	0.63	258	91	1,871	23.13	215	66	5,773	71.36	172	16	7,513	92.87	129	2	8,046	99.46
300	6	57	0.70	257	89	1,960	24.23	214	72	5,845	72.25	171	24	7,537	93.16	128	1	8,047	99.47
299	6	63	0.78	256	112	2,072	25.61	213	41	5,896	72.76	170	20	7,557	93.41	127	4	8,051	99.52
298	9	72	0.89	255	89	2,161	26.71	212	58	5,944	73.47	169	25	7,582	93.72	126	1	8,052	99.53
297	11	83	1.03	254	104	2,265	28.00	211	89	6,033	74.57	168	18	7,600	93.94	125	5	8,057	99.59
296	8	91	1.12	253	102	2,367	29.26	210	60	6,093	75.32	167	18	7,618	94.17	124	2	8,059	99.62
295	15	106	1.31	252	114	2,481	30.67	209	60	6,153	76.06	166	19	7,637	94.40	123	3	8,062	99.65
294	14	120	1.48	251	93	2,574	31.82	208	57	6,210	76.76	165	17	7,654	94.61	122	3	8,065	99.69
293	17	137	1.69	250	97	2,671	33.02	207	54	6,264	77.43	164	16	7,670	94.81	121	1	8,066	99.70
292	16	153	1.89	249	104	2,775	34.30	206	61	6,325	78.18	163	14	7,684	94.98	120	0	8,066	99.70
291	13	166	2.05	248	95	2,870	35.48	205	67	6,392	79.01	162	19	7,703	95.22	119	3	8,069	99.74
290	15	181	2.24	247	99	2,969	36.70	204	44	6,436	79.56	161	10	7,713	95.34	118	2	8,071	99.77
289	23	204	2.52	246	102	3,071	37.96	203	44	6,480	80.10	160	23	7,736	95.62	117	1	8,072	99.78
288	17	221	2.73	245	119	3,190	39.43	202	43	6,523	80.63	159	23	7,759	95.91	116	1	8,073	99.79
287	21	242	2.99	244	114	3,304	40.84	201	51	6,574	81.26	158	12	7,771	96.06	115	2	8,075	99.81
286	22	264	3.26	243	86	3,390	41.90	200	42	6,616	81.78	157	19	7,790	96.29	114	2	8,077	99.84
285	28	292	3.61	242	96	3,486	43.09	199	44	6,660	82.32	156	12	7,802	96.44	113	1	8,078	99.85
284	26	318	3.93	241	96	3,582	44.28	198	45	6,705	82.88	155	18	7,820	96.66	112	1	8,079	99.86
283	37	355	4.39	240	91	3,673	45.40	197	33	6,738	83.29	154	16	7,836	96.86	111	0	8,079	99.86
282	36	391	4.83	239	100	3,773	46.64	196	43	6,781	83.82	153	13	7,849	97.02	110	2	8,081	99.89
281	34	425	5.25	238	81	3,854	47.64	195	37	6,818	84.28	152	11	7,860	97.16	109	2	8,083	99.91
280	38	463	5.72	237	103	3,957	48.91	194	36	6,854	84.72	151	17	7,877	97.37	108	0	8,083	99.91
279	32	495	6.12	236	99	4,056	50.14	193	27	6,881	85.06	150	7	7,884	97.45	107	1	8,084	99.93
278	47	542	6.70	235	110	4,166	51.50	192	45	6,926	85.61	149	11	7,895	97.59	106	1	8,085	99.94
277	31	573	7.08	234	93	4,259	52.65	191	41	6,967	86.12	148	13	7,908	97.75	105	2	8,087	99.96
276	49	622	7.69	233	92	4,351	53.78	190	37	7,004	86.58	147	19	7,927	97.99	104	0	8,087	99.96
275	51	673	8.32	232	88	4,439	54.87	189	35	7,039	87.01	146	14	7,941	98.16	103	0	8,087	99.96
274	50	723	8.94	231	90	4,529	55.98	188	45	7,084	87.56	145	11	7,952	98.29	102	0	8,087	99.96
273	50	773	9.56	230	101	4,630	57.23	187	31	7,115	87.95	144	9	7,961	98.41	101	2	8,089	99.99

平成22年・新司法試験・短答式・公法系・出題テーマ

問題番号	出題テーマ	出題形式	備考
第1問	人権の享有主体	3記述正1誤2型	判例の趣旨に照らして
第2問	刑事施設の被収容者の人権	3記述○×組合せ型	判例の趣旨に照らして
第3問	法の下の平等	3記述正1誤2型	判例の趣旨に照らして
第4問	信教の自由	3記述正1誤2型	
第5問	教科書検定	3記述正1誤2型	判例の趣旨に照らして
第6問	取材の自由	3記述○×組合せ型	判例の趣旨に照らして
第7問	人権の規制目的(パターンリズム)	3記述正1誤2型	
第8問	学問の自由	3記述○×組合せ型	
第9問	財産権の制限	3記述○×組合せ型	最高裁の判決に関する
第10問	生存権の法的性格	4記述組合せ型	6肢
第11問	第三者の所有物没収事件	3記述○×組合せ型	最高裁の判決に関する
第12問	権力分立の現代的変容	3記述正1誤2型	
第13問	天皇の地位・権能	明らかな誤りすべて	
第14問	議員定数配分規定の違憲性	3記述○×組合せ型	最高裁の判決の流れ
第15問	政党	3記述正1誤2型	
第16問	内閣の法律案提出権	3記述正1誤2型	論拠
第17問	内閣・内閣総理大臣	3記述正1誤2型	
第18問	司法権の範囲・限界	3記述○×組合せ型	判例の趣旨に照らして
第19問	予算の法的性格	3記述正1誤2型	見解に関する記述
第20問	地方自治	3記述○×組合せ型	見解と結論の整合性
第21問	法律の委任	政省令と主張の組合せ	参
第22問	行政行為の瑕疵	3記述○×組合せ型	
第23問	行政手続法	4記述正1誤2型	行政手続法に照らし 参
第24問	行政裁量	4記述正1誤2型	判例に照らし 参
第25問	行政指導	3記述○×組合せ型	法令・判例に照らし 参
第26問	行政計画	4記述正1誤2型	法令に照らし
第27問	行政代執行	4記述正1誤2型	参
第28問	行政上の強制執行・即時強制	3記述○×組合せ型	
第29問	情報公開法	3記述正1誤2型	
第30問	処分性	5記述組合せ	問題自体が判例を素材 参
第31問	裁判所による行政裁量の統制	3記述○×組合せ型	参
第32問	原告の訴訟行為	事例と手続の組合せ	参
第33問	取消訴訟	4記述正1誤2型	行政事件訴訟法に照らし
第34問	住民監査請求・住民訴訟	3記述○×組合せ型	
第35問	執行停止制度	4記述正1誤2型	法令・判例に照らし
第36問	国家賠償1条・行政事件訴訟法21条	4記述正1誤2型	法令・判例に照らし 参
第37問	国家賠償1条・3条	4記述正1誤2型	判例に照らし
第38問	損失補償	4記述正1誤2型	
第39問	行政不服審査法	3記述○×組合せ型	
第40問	行政組織	3記述○×組合せ型	法令に照らし

平成22年・新司法試験・短答式・民事系・出題テーマ

問題番号	出題テーマ	出題形式	備考
第1問	未成年者の行為能力	5記述組合せ	5肢
第2問	不在者	4記述組合せ	6肢
第3問	意思表示の取消し	5記述組合せ	5肢
第4問	催告	4記述直接正誤	
第5問	条件・期限	5記述組合せ	5肢
第6問	消滅時効の中断	4記述組合せ	6肢 判例の趣旨に照らして
第7問	占有	4記述組合せ	6肢 判例の趣旨に照らして
第8問	他人に対し行為を請求する権利	5記述組合せ	5肢 判例の趣旨に照らして
第9問	付合と従物	5記述組合せ	5肢 判例の趣旨に照らして
第10問	共有	5記述組合せ	5肢 判例の趣旨に照らして
第11問	質権	5肢直接正誤	判例の趣旨に照らして
第12問	共同抵当	4肢直接正誤	2肢選択
第13問	抵当権の譲渡	5肢直接正誤	
第14問	債権の目的	5記述組合せ	5肢
第15問	債権の効力	5記述組合せ	5肢
第16問	安全配慮義務	5記述組合せ	5肢 判例の趣旨に照らして
第17問	損害賠償	5肢直接正誤	判例の趣旨に照らして
第18問	保証契約	5記述組合せ	5肢 判例の趣旨に照らして
第19問	債権譲渡・契約上の地位の移転(主張立証責任)	5記述組合せ	5肢 判例の趣旨に照らして
第20問	債務の引受け	5肢直接正誤	判例の趣旨に照らして
第21問	弁済の提供	5肢直接正誤	判例の趣旨に照らして
第22問	贈与	5肢直接正誤	2肢選択
第23問	質貸借	5記述組合せ	5肢
第24問	借地上建物の賃借人	4記述組合せ	6肢 判例の趣旨に照らして
第25問	請負契約	5肢直接正誤	
第26問	委任契約	5記述組合せ	
第27問	契約に基づく請求の請求原因事実	5肢直接正誤	
第28問	不当利得	5肢直接正誤	
第29問	不法行為に基づく損害賠償責任	4記述組合せ	6肢
第30問	形成権	5記述組合せ	5肢
第31問	親族の範囲	5記述組合せ	5肢
第32問	養子縁組	5記述組合せ	5肢
第33問	親子をめぐる法律関係	5記述組合せ	5肢
第34問	相続人の範囲	5肢直接正誤	2肢選択
第35問	相続人(事例)	5記述組合せ	5肢
第36問	遺言	5肢直接正誤	2肢選択

平成22年・新司法試験・短答式・民事系・出題テーマ

第37問	株式会社の募集設立	5肢直接正誤	2肢選択
第38問	株式	5肢直接正誤	2肢選択
第39問	新株予約権	5記述組合せ	5肢
第40問	株式・新株予約権・社債	5肢直接正誤	2肢選択
第41問	株式会社の機関	5記述組合せ	5肢
第42問	株主総会の決議要件	5肢直接正誤	2肢選択
第43問	取締役の責任(金銭の貸付)	5肢直接正誤	2肢選択
第44問	監査役・監査委員の異同	5記述組合せ	5肢
第45問	社外取締役・社外監査役・会計監査人の異同	5肢直接正誤	2肢選択
第46問	委員会設置会社の計算書類等	5肢直接正誤	2肢選択
第47問	合併(株式会社間)	5肢直接正誤	2肢選択
第48問	吸収分割	5肢直接正誤	
第49問	株主代表訴訟	5記述組合せ	5肢
第50問	会社の公告	5記述組合せ	5肢
第51問	商業帳簿	5肢直接正誤	
第52問	仲立営業	5肢直接正誤	
第53問	運送営業	5肢直接正誤	
第54問	約束手形の偽造・変造	5記述組合せ	5肢 判例の趣旨に照らして
第55問	手形債権の消滅時効	5肢直接正誤	
第56問	筆界確定の訴え	5記述組合せ	5肢 判例の趣旨に照らして
第57問	裁判所書記官	5記述組合せ	5肢
第58問	裁判所の管轄	5肢直接正誤	2肢選択
第59問	訴状却下命令	5記述組合せ	5肢
第60問	公示送達	5肢直接正誤	
第61問	準備的口頭弁論・弁論準備手続	5肢直接正誤	
第62問	自白の効力	4肢直接正誤	2肢選択 判例の趣旨に照らして
第63問	証拠調べ	5肢直接正誤	
第64問	自由心証主義	5記述組合せ	5肢
第65問	訴えの取下げ	5肢直接正誤	2肢選択
第66問	請求の認諾	5肢直接正誤	
第67問	判決	5肢直接正誤	2肢選択
第68問	不法行為に基づく損害賠償の訴え	4肢直接正誤	2肢選択 判例の趣旨に照らして
第69問	反訴	5肢直接正誤	2肢選択
第70問	選定当事者	5肢直接正誤	
第71問	独立当事者参加	5肢直接正誤	2肢選択
第72問	訴訟の承継	5肢直接正誤	2肢選択
第73問	控訴	5肢直接正誤	2肢選択
第74問	上告の手続	5記述組合せ	5肢

平成22年・新司法試験・短答式・刑事系・出題テーマ

問題番号	出題テーマ	出題形式	備考
第1問	刑法各論総合(事例)	5記述正1誤2型	事例分析型
第2問	不作為犯	5肢直接正誤型	
第3問	窃盗罪の実行の着手	5肢直接正誤型	2肢選択 判例の立場に従って
第4問	正当防衛	5肢直接正誤型	判例の立場に従って
第5問	共犯の成否	5記述正1誤2型	判例の立場に従って
第6問	故意	5肢直接正誤型	2肢選択 判例の立場に従って
第7問	窃盗罪の成否	5肢直接正誤型	2肢選択 判例の立場に従って
第8問	既遂・未遂の区別	5記述正1誤2型	2肢選択 判例の立場に従って
第9問	背任罪の構成要件	5肢直接正誤型	判例の立場に従って
第10問	中止犯	5肢直接正誤型	判例の立場に従って
第11問	財産犯に関する総合問題	5記述正1誤2型	判例の立場に従って
第12問	共犯	5肢直接正誤型	判例の立場に従って
第13問	略取誘拐罪	5肢直接正誤型	2肢選択 判例の立場に従って
第14問	責任能力	5肢直接正誤型	
第15問	文書偽造罪	5肢直接正誤型	判例の立場に従って
第16問	罪数	5肢直接正誤型	2肢選択 判例の立場に従って
第17問	犯人蔵匿・証拠隠滅	5肢直接正誤型	判例の立場に従って
第18問	強盗罪	5記述個数	判例の立場に従って
第19問	処断刑の形成	5肢直接正誤型	2肢選択
第20問	刑法各論総合(事例)	4記述正1誤2型	判例の立場に従って
第21問	捜査の違法性	7記述組合せ型	7肢
第22問	逮捕と勾留	7穴補充組合せ	5肢
第23問	搜索・差押え	5記述組合せ型	6肢
第24問	逮捕に伴う搜索差押え	5記述組合せ型	5肢
第25問	捜査段階における準抗告	6記述個数型	7肢
第26問	接見交通権	5記述組合せ型	5肢 判例に照らして
第27問	保釈	5記述組合せ型	5肢
第28問	検察官による起訴不起訴の判断	5記述個数型	6肢
第29問	公判前整理手続	5記述組合せ型	5肢
第30問	被害者参加	5記述組合せ型	5肢
第31問	証拠調べ手続	9記述組合せ型変形	5肢
第32問	証人尋問	5記述組合せ型	5肢
第33問	証人尋問に関するルール	4記述正1誤2型	
第34問	共犯者の自白	5肢直接正誤型変形	判例の立場を示したもの
第35問	証拠調べに対する異議	5記述正1誤2型	
第36問	判決の言渡し	5肢直接正誤型変形	
第37問	訴因と訴訟条件	6記述組合せ型変形	6肢
第38問	前科の扱い	5記述組合せ型	5肢 判例に照らして
第39問	弁護人の関与	5記述組合せ型	5肢
第40問	少年事件	6肢直接正誤型	

憲法分野分類

出題項目	過去問
人権	
憲法総論	
憲法概念	20-1
法の支配	19-1
法解釈の方法	21-13
平和主義	
憲法第9条の解釈	プレ-1、18-10、19-13
人権総論	
人権享有主体性	
人権享有主体	21-1、22-1
外国人の人権	
外国人の参政権	プレ-12
障害福祉年金の受給資格	19-2
公務員の人権	
猿払事件(公務員の政治活動)	20-2
公務員の労働基本権	19-11
刑事施設の被収容者の人権	22-2
私人間における人権保障	18-3、19-3、21-2
公共の福祉	20-3
パターナリズムに基づく規制	22-7
幸福追求権	19-4
平等	
法の下での平等	プレ-22、19-5、22-3
投票価値の平等	18-9、22-14
東京都管理職選考試験事件	18-15
嫡出性の有無に基づく法定相続分の差別	21-3
国家賠償	プレ-2、18-19
精神的自由	
選挙権・被選挙権	21-4
思想・良心の自由	18-11
団体の自律性と構成員の思想の自由	20-4
強制加入団体の構成員の思想・良心の自由	プレ-20
君が代斉唱伴奏命令事件	21-5
信教の自由	21-6、22-4
オウム真理教解散命令事件	20-6
神戸高専剣道実技拒否事件	プレ-39
政教分離の原則	19-6、21-7
表現の自由	21-8
取材の自由	22-6
屋外広告物規制条例事件	20-5
泉佐野市市民会館事件	19-7
北方ジャーナル事件	プレ-24
教科書検定事件	22-5
知る権利	18-5
学問の自由・大学の自治	19-9、21-10、22-8
経済的自由	
居住・移転の自由	19-8
規制目的二分論	プレ-37
職業選択の自由に対する違憲審査基準	18-7
酒類販売免許制事件	21-9
財産権	プレ-11、22-9
社会権	
生存権	19-10
生存権の法的性格	20-7、22-10
教育を受ける権利	プレ-29
学校教育	20-8
労働基本権	プレ-4、21-11
勤労の権利及び労働基本権	18-4

憲法分野分類

出題項目	過去問
人身の自由及び刑事手続上の補償	
人身の自由	20-9
自動車検問	プレ-16
適正手続の保障	
第三者所有物没収事件	22-11
適正手続全般	18-1
被疑者・被告人の権利	プレ-25
刑事補償請求	20-10
国民の義務	18-13、20-11
統治	
主権概念	18-2
権力分立	22-12
国民主権の概念	プレ-3、20-12
天皇	
天皇の国事行為	20-14
天皇の地位・権能	18-16、22-13
政党	19-12、20-13、22-15
国会	
唯一の立法機関	プレ-6、21-14
国会の権能	プレ-27
国会の会期制	19-14
国会議員の地位と権能	18-17
国政調査権	20-15
内閣	プレ-8、19-15
内閣及び内閣総理大臣	18-12、20-16
内閣の法律案提出権	22-16
内閣総理大臣の地位・権能	22-17
独立行政委員会	プレ-14
衆議院解散権	21-15
司法	
司法全般	19-16
司法権	プレ-9、20-17、22-18
法律上の争訟	プレ-5
部分社会の法理	プレ-35
立法不作為の違憲性	19-17
裁判の公開	18-18
裁判官の懲戒と裁判の公開	21-16
財政制度	18-8
国民健康保険料と租税法律主義	19-18
予算及び決算	20-18
予算の法的性格	22-19
憲法89条後段の「公の支配」	21-17
地方自治	18-20、19-19、20-19、22-20
条例	プレ-7
法律と条例の関係	21-18
条約	19-20
条約に対する国会の条件付承認	18-6
条約に対する違憲審査	21-20
憲法改正	18-14、21-19
憲法改正の限界	20-20
憲法保障	プレ-10、21-12

行政法分野分類

出題項目	過去問
総論	
行政法の諸原則	18-25、19-24、20-23、21-21
行政組織	
行政機関の種別	18-24
行政庁相互の関係	19-23
行政権限の代理・委任・専決・代決	18-23
総合	21-40、22-40
行政立法	
法規命令	22-21
行政規則	
通達	18-26、20-26
行政規則と裁量処分	21-23
行政過程	
行政行為	
行政処分の成立と発効	プレ-28
行政裁量	18-29、20-24、22-24、22-31
行政行為の瑕疵	プレ-17
全般(拒否処分、附款、撤回)	19-25、22-22
行政上の契約	
地方公共団体の契約	プレ-30
給水拒否	18-27
行政計画	22-26
行政調査	
行政調査	18-31、21-25
法人税法上の質問検査権	20-27
公衆浴場法の立入検査	19-28
行政上の強制措置	
行政上の強制措置	プレ-32、18-32、21-27、22-28
行政代執行	19-31、22-27
河川法と行政代執行	20-30
交通反則通告制度	21-26
行政手続法	
適用除外	プレ-40
行政手続法の適用・解釈	プレ-18、21-22
行政指導	プレ-33、18-30、19-27、20-25、21-24、22-25
意見公募手続等	19-30
利害関係人の取扱い	18-28
行政手続法全般	20-29、22-23
情報公開法	プレ-19、18-33、19-33(情報公開条例含む)、20-31、21-28(個人情報保護法含む)、22-29
個人情報保護法	19-29
行政救済	
行政不服審査法	
建築確認における不服申立ての方法	プレ-36
行政不服審査法全般	18-39、20-40、21-39、22-39
行政事件訴訟法	
行政事件訴訟の類型	プレ-15、19-38、20-32、21-35
実質的当事者訴訟	20-36
処分性	19-26、20-33、21-30、21-31
食品衛生法違反通知事件	22-30
違法性	19-37
原告適格	
伊達火力事件	18-34
小田急線立体交差事件	19-35
病院開設許可取消訴訟	21-29

行政法分野分類

出題項目	過去問
訴えの利益	
訴えの利益	19-34、20-34
土地改良事業判決	18-36
出国と再入国不許可処分の取消請求	プレ-34
抗告訴訟の審理	
被告の変更・請求の追加的併合・訴えの変	22-32
審理全般	18-35、21-33
取消判決の効力	19-36、21-32
仮の救済	19-39、20-38、21-36
執行停止	プレ-13、22-35
義務付け訴訟	プレ-21
差止訴訟	18-37
無効等確認訴訟	
無効等確認訴訟	20-37
在外日本人選挙権剥奪違法確認訴訟	18-38
行政事件訴訟全般	22-33
建築確認に対する取消訴訟	19-32、20-35
住民訴訟	20-39、21-34、22-34
無効確認訴訟・国家賠償請求・人格権に基 づく民事訴訟の可否	プレ-26
行政不服審査法と行政事件訴訟法	18-40、19-40
国家補償	
国家賠償法	
国家賠償法	プレ-2、プレ-31、19-21、22-36、22-37
国家賠償法1条	18-21
国家賠償法1条1項の違法性	20-21
国家賠償法2条	21-37
多摩川水害訴訟	18-22
損失補償	19-22、20-22、21-38、22-38
自然公園法53条に基づく補償の訴え	プレ-38
総合	
省の設置及びその長の任命・専決・取消訴訟 から国賠訴訟への変更・負担	プレ-23
伊方原発訴訟事件	20-28

民法分野分類

出題項目	過去問
総則	
信義誠実の原則・権利濫用の禁止の原則	20-1
行為能力	19-3、20-3、21-1
未成年者	20-2、22-1
不在者全般	22-2
失踪宣告	プレ-20
法人	21-2
権利能力なき社団	20-4
果実	21-3
意思表示全般	19-1
通謀虚偽表示	プレ-7、21-4
錯誤	プレ-9、20-5、21-5
詐欺	プレ-26
代理	
全般	20-6、21-6
表見代理	プレ-15、18-25
無権代理	プレ-28(要件事実)
無権代理と相続	18-33
取消し	22-3
条件・期限	プレ-17、19-4、22-5
時効	
援用権者	プレ-6
時効の中断	22-6
取得時効	プレ-31、19-5
消滅時効	18-21、19-6
時効全般	20-7
物権	
物権総論	18-9
物権の客体	プレ-8、18-31、19-7
物権的請求権	18-10、19-10、21-7
登記請求権	プレ-29
不動産物権変動	プレ-33、18-11、18-13(一部要件事実)、19-11、20-8、20-9、21-11
相続と登記	19-8
取得時効と登記	プレ-5、18-17
所有権に基づく土地明渡請求訴訟の要件事実	プレ-27、20-10
相隣関係	21-10
動産物権変動と即時取得	19-9
占有	21-8、21-9、22-7
即時取得	プレ-16、18-14
付合と従物	22-9
共有	18-26、20-11、22-10
担保物権	
各担保物権の比較	19-12
担保物権の効力	
物上代位	プレ-3、18-19、19-14
全般	19-13
留置権	21-12
動産留置権と動産質権	20-12
先取特権	
動産売買先取特権	18-16
先取特権と質権	21-13
質権	
債権質	21-14
全般	22-11

出題項目	過去問
抵当権	
抵当権抹消登記請求	19-15
買戻代金債権に対する抵当権に基づく物上代位の可否	20-13
抵当権の処分の対抗要件	22-13
法定地上権	21-15
共同抵当	22-12
全般	19-16、20-14
根抵当権	プレ-12、18-15
譲渡担保	プレ-32、21-16
債権総論	
債権の目的	22-14
債権の効力	22-15
履行の強制	19-17
履行遅滞	プレ-36
履行不能	21-17
安全配慮義務	22-16
損害賠償全般(不法行為を含む)	22-17
履行遅滞に基づく損害賠償請求訴訟の要件	18-29
債権者代位権	プレ-23、19-18、21-18
詐害行為取消権	プレ-1、18-5、19-19、20-17
債権者代位権と詐害行為取消権の比較	20-16
連帯債務	プレ-18
保証	18-28、20-18、21-19、22-18
債権譲渡	
指名債権譲渡	21-20
譲渡禁止特約	19-21
債権譲渡と契約上の地位の移転	22-19
債務引受	22-20
弁済	
代物弁済	18-4
弁済充当の方法	18-22
弁済の提供	22-21
弁済供託	プレ-21、20-19
弁済による代位	19-20
弁済全般	18-27、21-21
相殺	プレ-35(一部要件事実)、18-30(要件事実)、20-20、21-22
債権各論	
同時履行の抗弁	プレ-2、19-22
第三者のためにする契約	プレ-19、18-23
解除	
催告	19-23
解除の効果	18-12
解除全般	プレ-24(手付解除含)、21-26
贈与	22-22
売買	
売買契約の成否・時期	21-23
売買契約の成立	21-27
代金支払請求訴訟の要件事実	20-22
手付	19-24、20-21
売主の担保責任	プレ-10、18-1
準消費貸借	20-23
賃貸借契約	
対抗力	18-18

民法分野分類

出題項目	過去問
賃貸借の終了	18-24(借地借家法含)
敷金	20-25
借地上の建物の賃借人	22-24
賃貸借全般	20-24、22-23
借地借家法	19-25、21-28
請負	プレ-34、21-29、22-25
委任	19-26、22-26
組合	プレ-13、20-27
契約総合	
報酬	20-26
契約と書面の関係	21-24
債務の履行を請求する訴訟の要件事実	22-27
事務管理	18-2、19-30
不当利得	
一般不当利得	プレ-30、19-27
特殊不当利得	
不法原因給付	19-28
不当利得全般	22-28
不法行為	
不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の要件事実	20-28
使用者責任	18-3
過失相殺	20-29
不法行為債権の時効・除斥期間	21-31
不法行為全般	19-29、21-30、22-29
親族・相続	
親族関係(婚姻制限・扶養義務)	18-6、22-31
婚姻の取消	21-32
内縁	20-31
離婚	19-31
親子	
認知	プレ-11
親子関係をめぐる訴訟	18-8
親権・監護権	18-35、22-33
実親子	20-32
養子縁組	20-33、22-32
後見	
成年後見	18-20
後見全般	19-32、21-34
相続	
相続の対象	20-34、21-35
相続の承認・放棄	19-33
具体的相続分	プレ-25、18-34
相続人	22-35、22-34
代襲相続	18-7
特別縁故者による共有持分の取得	21-36
遺産分割	19-34
遺言	20-35、22-36
遺留分	プレ-22、19-35
民法総合	
注意義務	20-15
無効・取消し	18-32
過失・重過失	プレ-14、20-30
利益相反行為	21-33
双方代理と利益相反行為	19-2
目的物返還請求権	プレ-4

民法分野分類

出題項目	過去問
利益を受ける者の意思の尊重	21-25
催告	22-4
差止請求権	22-8
形成権	22-30

商法分野分類

出題項目	過去問
会社法	
会社の権利能力の範囲	19-37
設立	
募集設立	22-37
全体	プレ-51、18-39、19-38、20-37、21-37
株式・株主	
株主の権利	プレ-47
種類株式	プレ-55、21-39
単元株	19-40
株式の譲渡	18-41(持分の譲渡含)、20-38
譲渡制限会社	プレ-54
自己株式	プレ-41、18-42、20-39
募集株式の発行	プレ-44、19-39
新株予約権	プレ-43、21-40、22-39
株式全般	21-38、22-38
株主・株式(名義書換・利益供与・株券の発行・株式分割)	18-40
株式・新株予約権・社債の異同	22-40
機関	
機関設計	19-41、22-41
株主総会	
決議要件	22-42
株主の議決権	プレ-42
代理人を株主に限る定款の効力	18-43
株主総会全般	20-40、21-41
取締役	
特別取締役	21-43
代表取締役	18-45
利益相反取引	22-43
取締役全般	プレ-40(代取含)、18-44、19-42、20-41、21-42
取締役会	20-42
監査役	19-44、21-44
監査役・監査役会	20-43
監査役・監査委員	プレ-52、22-44
会計参与	20-44
会計監査人	21-45
委員会設置会社	
委員会設置会社における計算書類等	22-46
委員会設置会社全般	20-45
役員等の報酬	18-46
役員等の第三者責任(429条)	19-46
機関全体	
社外取締役・社外監査役・会計監査人の異	22-45
計算	
資本金	18-47
貸借対照表	プレ-53
計算全般	19-45、20-46
社債	20-48、21-47
組織再編	
吸収合併	19-47、21-48
吸収分割	22-48
事業譲渡	プレ-37、20-47
組織再編全般	プレ-45、18-48、22-47
持分会社	
全般	21-46
訴え	
株主総会決議取消し、無効・不存在確認の	18-49、18-50、19-48

商法分野分類

出題事項	過去問
株主代表訴訟	22-49
訴え全般	プレ-46(総会決議・代表訴訟・解任・差止め)、 プレ-46、21-49
公告	22-50
会社法総合	
株主・債権者の閲覧請求権	19-43
株主の保護を目的とする制度	18-38
会社債権者の保護を目的とする制度	20-36
株式会社・合同会社・民法上の組合の比較	19-36
商法総則・商行為	
商人	21-51
商業登記	19-49
商号	18-36、20-49
名板貸の責任	プレ-50
商業帳簿	22-51
支配人	18-37、20-50
代理商	21-50
絶対的・付属的・営業的商行為	18-51
商人間の売買	21-52
商行為によって生じた債務	20-51
商事法定利息	プレ-38
場屋の主人の責任	21-53
匿名組合	20-52
仲立営業	22-52
運送営業	22-53
総合	
定期売買・申込承諾・代理権・商事利息	18-52
商事時効・保証・商事留置権・商行為・交互 計算	19-50
問屋・仲立人・代理商	プレ-39、19-51
手形・小切手法	
約束手形	
裏書	18-53、21-54
偽造・変造	22-54
手形債権の消滅時効	22-55
約束手形全般	プレ-48、19-52、19-53(要件事実)、20-54、21- 55
全般	
手形と小切手の相違点	プレ-49
為替手形・約束手形・小切手	20-53
線引小切手・期限後裏書・記載事項・戻裏 書・無権代理人の責任	18-54

民事訴訟法分野分類

出題事項	過去問
裁判所	
除斥・忌避	21-56
移送	21-57
裁判所書記官	22-57
訴訟と非訟	
夫婦の同居を命じる審判	19-54
離婚訴訟	19-69
訴訟能力	19-62
訴訟行為	18-67
訴訟契約	18-56
訴訟物	20-55
一部請求	18-62
確認の利益	プレ-66
形式的形成訴訟	
筆界(境界)確定訴訟	22-56
全般	20-56
登記手続請求訴訟	プレ-61
訴訟上の代理人	プレ-71
訴訟における未成年者の地位	18-55
訴訟委任に基づく訴訟代理人	20-60
遺言執行者の訴訟上の地位	20-57
株式会社の代表者	21-58
債権者代位訴訟	19-61
訴状	
訴状の却下	22-59
全般	19-66
訴えの利益	21-60
処分権主義	
申立て事項と判決事項	21-61
訴えの提起の効果	
時効中断	18-70
二重起訴の禁止	プレ-74
送達	
公示送達	22-60
全般	20-58
管轄	プレ-68、19-55、20-59、22-58
争点整理手続	
準備的口頭弁論	20-61
弁論準備手続	21-63
準備的口頭弁論と弁論準備手続の比較	22-61
全般	プレ-64、18-59
専門委員	20-62
攻撃防御方法	20-63
当事者の欠席	21-62
所有権に基づく土地・建物明渡請求訴訟(要件 事実中心)	19-70、20-66
不要証事実・事項	18-65
推定等の効果	21-66
裁判上の自白	19-63、22-62
証拠・証拠調べ	
証明・疎明	20-64
文書	18-60、20-67、21-64
証人尋問・当事者尋問	プレ-58、21-65
当事者尋問	19-65
全般	19-64、20-68、22-63
訴訟指揮権	プレ-56
証明妨害等(攻撃防御方法の却下)	18-68
訴訟手続の中断	18-69、19-67

民事訴訟法分野分類

出題項目	過去問
自由心証主義	22-64
訴えの取下げ	プレ-59、19-60、22-65
請求の放棄・認諾	20-70、22-66
裁判上の和解	18-64、21-67
判決	18-61
訴え却下判決をすべき場合	21-59
全般	22-67
判決の効力	
既判力	
相殺の抗弁と既判力	プレ-69(控訴含む)、19-58
既判力の作用	プレ-67、20-69、21-69
判決の効力全般	18-58、19-68、21-68
控訴審	18-63、21-73、22-73
上告審	19-57、22-74
再審	20-72
責問権	19-56
異議の制度	20-73
複雑訴訟	
複数請求訴訟	
反訴	プレ-73、22-69
全般	18-71(併合要件・併合決定に対する不服申立・代償請求)
	19-59(二重起訴・訴えの変更・反訴・予備的請求)
多数当事者訴訟	
選定当事者	22-70
共同訴訟	プレ-57、18-66、21-72
同時審判申出訴訟	20-65
補助参加	20-71
独立当事者参加	22-71
訴訟承継	21-71 22-72
多数当事者訴訟全般	18-57(独立当事者訴訟・共同訴訟・同時審判申出訴訟)
民事訴訟法総合	
債権者代位・詐害行為取消・補助参加・仮処	プレ-60
当事者の申立てを要する裁判所の行為	プレ-62
民事訴訟における期間	プレ-63
訴訟物・控訴・既判力	プレ-65
判決の効力・訴訟承継・仮処分	プレ-70
請求の減縮	21-70
要件事実	21-74
不法行為に基づく損害賠償事例	22-68

刑法分野分類

出題項目	過去問
総論	
刑法の適用	
刑法の場所的効力	18-20
刑の変更	プレ-4、21-16
犯罪の終了時期(継続犯・状態犯など)	18-6
不作為犯	22-2
実行の着手	プレ-7
窃盗罪の実行の着手	22-3
既遂と未遂の区別	20-11
不能犯	20-13
因果関係	プレ-16, 18-18, 19-12, 20-1、21-2
正当防衛	
成立要件	20-3、21-8、22-4
防衛の意思の要否及び内容	プレ-6
緊急避難	
法的性格	18-2, 19-2
中止犯	21-6、22-10
故意	18-8, 20-7
錯誤(共犯の錯誤を含む)	22-6
過失	19-4
責任能力	プレ-13, 19-18、21-10、22-14
違法性の意識	プレ-17
誤想防衛	19-20
原因において自由な行為	18-15, 20-9
被害者の承諾	19-16
共犯論	
正犯・間接正犯	21-4
同時犯・共同正犯	20-5
共同正犯・従犯	22-5
共犯の成立要件	21-14、22-12
共犯と身分	18-4, 20-15
共犯と錯誤	プレ-2
教唆・幫助(要素従属性)	プレ-12, 19-6
罪数論	
牽連犯・観念的競合・併合罪	18-12, 19-14, 20-17、22-16
刑の加重減刑	20-19
刑罰(処断刑・執行猶予)	18-10, 19-8
自首	19-10
総合(科刑処理・加重減刑処理・保護観察・不利益変更禁止)	プレ-1, プレ-20、21-18、21-20、22-19
各論	
公務執行妨害罪	20-4
司法作用に対する罪	
逃走罪	21-7
犯人隠避罪・証拠偽造罪	
教唆の成否	19-7
隠避・偽造の意義と教唆を混ぜたもの	20-6
全般(犯人隠避・証拠隠滅・虚偽告訴等)	プレ-18、22-17
放火の罪	
110条の「公共の危険」の意義・認識	プレ-11, 19-3
放火罪全般	18-19, 20-10、21-11
住居侵入罪・不退去罪	プレ-15
偽造の罪	
文書偽造罪	18-7, 20-8、21-9
文書偽造罪・有価証券偽造罪	19-19
偽造罪全般	22-15
わいせつの罪	プレ-9, 20-2、21-12

刑法分野分類

出題項目	過去問
汚職の罪	
全般	18-14, 19-9、21-5
恐喝と賄賂	プレ-19
殺人罪	
殺人罪・自殺関与罪	18-3
傷害罪	20-14
業務上過失致死傷罪	
人の死傷の結果についての認識可能性	18-13
危険運転致死罪	20-12
略取誘拐罪	19-1、22-13
名誉の罪	
名誉毀損罪	21-13
侮辱罪と名誉毀損罪の保護法益	18-16
業務妨害罪	プレ-8, 19-11
窃盗罪	
保護法益	18-9
不法領得の意思	プレ-10
窃盗罪全般	22-7
強盗罪	
強盗罪における暴行・脅迫	プレ-3
強姦後の強盗(強盗罪における暴行・脅迫)	18-11
強盗罪全般	19-15、21-19、22-18
詐欺罪	18-17, 20-20
恐喝罪	
※ 恐喝と賄賂	プレ-19(汚職の罪のところと併記)
背任罪	
全般	22-9
横領罪	
不法原因給付と横領	プレ-5
全般	19-13, 20-18、21-15
横領罪と背任罪	18-5
盗品等の罪	19-5
器物損壊罪・信書隠匿罪	
毀棄隠匿罪・領得罪の区別	19-17
損壊・隠匿の意義	20-16
刑法各論総合	
具体的事案における犯罪の成否	プレ-14, 18-1、21-1、21-3、22-1、22-20
財産犯総合	21-17、22-11
犯罪の既遂時期	22-8

刑事訴訟法分野分類

出題項目	過去問
管轄	22-37
捜査	
捜査の端緒	19-21、21-21
告訴	
告訴の効力	20-23
告訴全般	プレ-22、18-22
職務質問	プレ-21
強制処分の意義	プレ-25
任意捜査と強制捜査の区別	20-22
おとり捜査	18-27
逮捕勾留	
逮捕	
緊急逮捕	20-24
全般	18-23、21-23
勾留	
勾留の要件	20-25
勾留理由開示	20-26
全般	18-24、19-22、21-24
逮捕・勾留手続全般	22-22
逮捕勾留の一回性の原則	
一罪一逮捕一勾留(常習特殊窃盗)	19-24
取調べ	21-25
搜索差押等	
搜索	プレ-26
身体の検査・搜索	20-27
無令状搜索差押	
逮捕する場合の解釈	19-23
逮捕の現場の解釈	22-24
搜索差押全般	プレ-23、20-28、21-26
令状全般	プレ-24、21-22、22-23
被疑者等の防御権	
接見交通権	プレ-27、19-25、21-27、22-26
弁護人の権限	21-28、22-25
捜査全般	18-25、22-21
公訴	
検察官の事件処理等	21-29
公訴提起	20-31、22-28
起訴状一本主義	19-26
被告人の特定	19-27
公訴時効	21-30
公判	
第1回公判期日前の証人尋問	20-29
公判前整理手続	18-30、19-28、20-32、21-31、22-29
被害者参加	22-30
冒頭手続	プレ-29、19-29
裁判所の権限等	21-33
求釈明	19-31
弁論の併合・分離	18-31
訴因	
常習特殊窃盗と訴因	プレ-32
訴因と実行行為者の特定(最判平13.4.11)	18-28
訴因の特定と変更	21-32
訴因変更	プレ-31
訴因変更と訴訟条件	プレ-30

刑事訴訟法分野分類

出題項目	過去問
証拠調べ	
証拠調手続全般	22-31
異議	22-35
証拠能力	21-35
証明	
証明の方式	プレ-33
全般	21-34
証人尋問	19-30, 20-35, 22-32
証人の保護	プレ-38, 20-36
検察官面前調書と物的証拠	20-33
共同被告人の一方不同意における証拠調べの方法	20-34
違法収集証拠の証拠能力	18-33
補強法則	19-36, 21-37
自白法則	プレ-34, 19-35
共犯者の自白	22-34
伝聞法則	
供述録取書の供述者の署名押印の意義	プレ-35
裁判官面前調書	プレ-36
検察官面前調書	19-33
実況見分調書	19-34, 22-33
326条1項の同意	20-38
伝聞法則全般	18-34, 21-36
証明力を争うため(328条)	18-35
保釈	
権利保釈	19-32, 20-37
保釈全般	22-27
公判全般	
当事者の主張・立証活動	18-32
判決	
言渡し	22-36
形式裁判	21-38
余罪と量刑	プレ-37
免訴判決	19-37
一事不再理効	18-37, 21-39
控訴審の破棄差戻しと職権発動の限界(最判平16.2.16)	18-38
上訴等	
上訴	21-40
控訴審	プレ-40, 19-38
準抗告・抗告	18-39
偽装死亡と再起訴の可否	20-39
再審	
証拠の明白性	20-40
総合・その他	
被疑者勾留・被告人勾留・勾留の停止・保釈	プレ-28
当事者主義	18-21
鑑定(鑑定人・鑑定受託者)	18-26
犯罪被害者	プレ-38(5肢中1肢のみ), 18-36
弁護人	18-29, 20-30, 22-39
法定刑の役割	20-21
略式手続	プレ-39, 18-39
通信傍受法	19-39
前科	22-38
少年事件	22-40